10　その他
⑴　地域維持型建設共同企業体の名称は、「Ｒ８―10　249号深見橋・深見新橋その２工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、開札の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「Ｒ８―10　249号深見橋・深見新橋その２工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和８年10月14日
北陸地方整備局長　植田　雅俊
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事名
Ｒ８―10　249号深見橋・深見新橋その２工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
2　工事場所
石川県輪島市深見町地先
3　工事内容
コンクリート橋上部（ＰＣポストテンション方式バルブＴ桁橋　Ｌ＝45m）
道路土工　１式
掘削工（ＩＣＴ）　15,400㎥
路体盛土工（ＩＣＴ）　7,500㎥
路床盛土工（ＩＣＴ）　2,200㎥
法面整形工（ＩＣＴ）　6,620㎡
舗装工　2,850㎡
擁壁工　１式
補強盛土工　2,359㎥
排水構造物工　１式
縁石工　１式
踏掛版設置工　１式
防護柵工　１式
区画線工　１式
ＰＣ橋工　１式
プレキャストセグメント製作工　６本
プレキャストセグメント主桁組立工　６本
支承工（ゴム支承）　12個
架設工（架設桁架設）　１式
橋梁付属物工　１式
コンクリート橋足場等設置工　１式
橋台工　１式
場所打杭工　16本
橋台躯体工　２基
法覆護岸工　１式
旧橋撤去工　１式
構造物撤去工　１式
仮設工　１式
工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで
4　申請の時期
令和８年10月14日から令和８年11月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和８年11月12日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページ（http://www.hrr.mlit.go.jp）から入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参、郵送（簡易書留に限る。）又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。）により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵①、②、⑤の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類及び監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できることを記載した書類は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年10月14日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２－１及び別記様式３－１－１と同一であるので、これを使用して作成すること。
提出場所　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係
電話：025―280―8880（内線2523）
電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和８年３月31日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。
①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格でプレストレスト・コンクリート工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和８年10月14日において次の要件を満たすものとする。
①　平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記１）～３）の要件を満たす工事の施工実績をすべての構成員が有していること。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。
１）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
２）橋梁形式が床版橋を除くＰＣ橋であること。
３）架設工法がトラッククレーン工法及びトラッククレーンステージング工法（クローラクレーンを含む）以外の工法であること。
ただし、上記１）～３）は同一工事であること。
②　建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体及び異工種建設工事共同企業体にあっては均等割の10分の６以上、経常建設共同企業体にあっては20％以上のものに限る。また、特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体、異工種建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体における乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。